

記載要領等	相続税の申告書第11・11の2表の付表1（別表1の2） 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表1の2）
-------	---

《使用目的》

この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等^(注)が配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等（以下「居住建物の敷地の用に供される土地」といいます。）又はその宅地等を配偶者居住権に基づき使用する権利（以下「配偶者居住権に基づく敷地利用権」といいます。）の全部又は一部である場合に作成します。

（注） 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

《記載要領》

1 「1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額」欄

- (1) 一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」並びに相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び配偶者居住権に基づく敷地利用権と居住建物の敷地の用に供される土地の「評価額」を記入します。
- (2) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
- (3) ⑨欄及び⑩欄は、1次相続（配偶者居住権の設定に係る相続をいいます。以下同じです。）の場合には原則として「0」と記入してください。

2 「2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額」欄

「1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額」欄のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。

なお、配偶者居住権に基づく敷地利用権を取得した人の欄（i）と居住建物の敷地の用に供される土地を取得した人の欄（ii、iii）で記載方法が異なります。それぞれの記載方法は、次のとおりです。

(1) 配偶者居住権に基づく敷地利用権を取得した人の欄（i）

- ① 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 利用区分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、Bの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。

「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2 小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。

- ② 「3 特例の対象とならない宅地等（1－2）」には、「1 利用区分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表の付表1に転記します。

(2) 居住建物の敷地の用に供される土地を取得した人の欄（ii、iii）

- ① 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1／1」と記入します。
- ② 「1 持分に応じた宅地等」は、「1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額」欄のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあん分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
- ③ 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、Bの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。

「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、

＜相続税申告書第 11・11 の 2 表の付表 1（別表 1 の 2）＞

「申告書第 11・11 の 2 表の付表 1」の「2 小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。

- ④ 「3 特例の対象とならない宅地等（1－2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第 11 表の付表 1 に転記します。